

## 重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

障がいのある子への支援として、発達相談や療育、特別支援教育など各分野で取り組みが行われています。しかし、それぞれの分野における個別の取り組みの成果だけに終始することなく、ライフステージに合わせて、保健・医療・福祉・保育・教育などが分野を超えて連携し、横断的・一体的に取り組むことによる成果が求められています。

また、障がいのある子を対象とした福祉サービスの資源は、量的には年々著しく拡充していますが、障がいの種別によっては福祉サービスをほとんど利用していない・できていない状況もあるため、個々の状況に応じた支援を検討、提供する必要があります。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 基本施策 (1) 特別支援教育の充実                |
| 基本施策 (2) 発達相談・発達支援・療育の充実          |
| 基本施策 (3) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携 |
| 基本施策 (4) 障がい児等へのサービスの充実           |
| 基本施策 (5) 発達障がいの支援強化               |

### ■ 重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【18歳未満の人と保護者の人対象調査】療育・保育について(小学校入学前の方への問い)  
学校・教育について(在学中又は学校卒業後の方への問い)

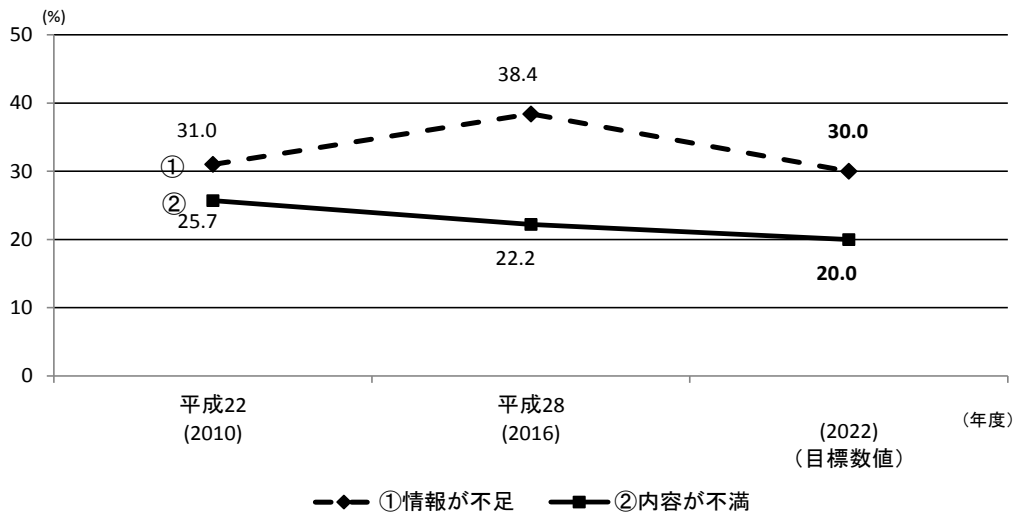
問21: 保護者の方は、療育・保育に関して困っていることがありますか。(複数回答可)

問25: あなたや保護者の方は、学校・教育に関して困っていることがありますか。(複数回答可)

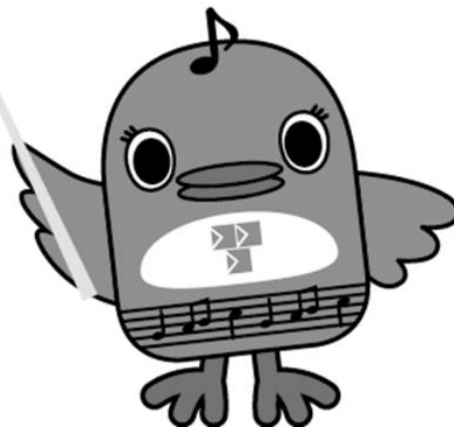
#### 数値目標の指標

- ① 「情報の不足」についての選択肢の回答率
- ② 「内容への不満」についての選択肢の回答率

問 No	指標として選んだ選択肢
問 21	①療育・保育に関する情報が少ない ②療育や訓練の内容が十分ではない
問 25	①教育・療育に関する情報が少ない ②教職員の指導・支援の仕方が心配



目標数値  
①30.0% ②20.0%



障がいのある18歳未満の人の保護者の人が療育・保育(又は学校・教育)に関して困っていることについて、「情報の不足」と「内容への不満」についての主な選択肢の回答率を指標としました。

「情報の不足」についての回答率は、平成28年度に増加していますが、多様化するサービスについて適切な情報提供を行うことにより減少を目指し、2022年度の目標数値は30.0%とします。

「内容への不満」についての回答率は、関係機関の連携や職員等の質の向上などにより更なる減少を目指し、2022年度の目標数値は20.0%とします。

## 基本施策 (1)特別支援教育の充実

### ■現状と課題

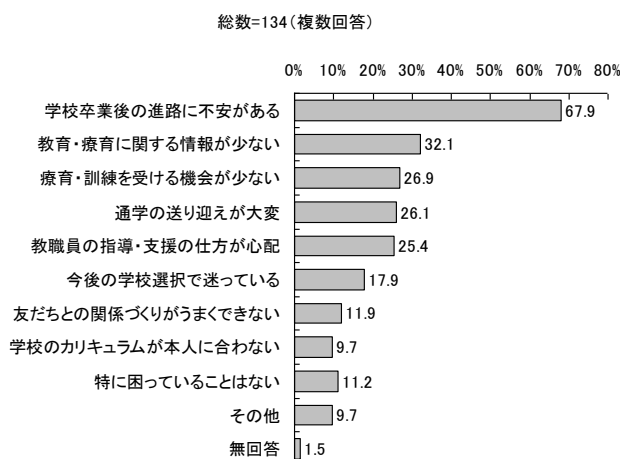
特別支援教育は、障がいをひとつの個性として捉え、個性を持った子どもの特別なニーズに応えていく教育であり、これまでも教職員等への研修や、特別支援学級における教育の充実、専門機関との連携強化、就学前の障がいのある子には療育や幼稚園、保育所等における受け入れ体制の整備などを実施してきました。

障がいのある子(発達障がいのある子)の教育に関するアンケート結果では、「学校卒業後の進路に不安がある」の回答が最も高く、また、「教職員の指導・支援の仕方が心配」や「療育・訓練を受ける機会が少ない」「専門的な教育・指導を受ける機会が少ない」との回答も少なくありません。

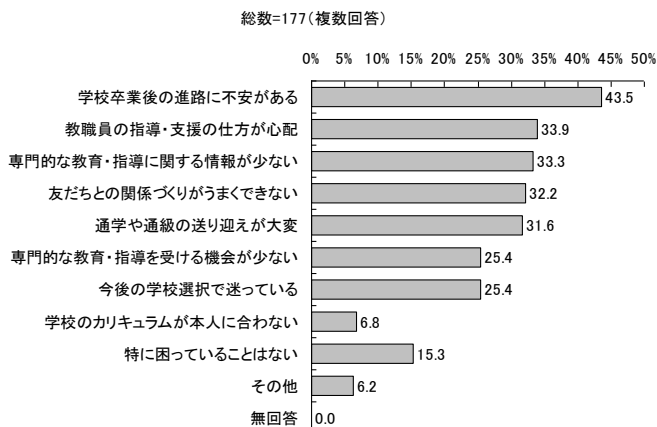
このようなことから、子どもの将来を踏まえつつ、障がいの知識に通じ、関係機関との連携を図るなど教育・指導の進化を目指し、更なる職員の資質向上やカリキュラムの充実を図る必要があります。

### ■学校・教育について困っていること

#### 【18歳未満の人と保護者の人】



#### 【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



## ■ 施策の方向性

職員の資質向上やカリキュラム・相談体制等の強化などによる特別支援教育の充実

## ■ 施策の展開

- ・子どもの支援にあたる施設や関係機関が相互に連携することによる障がい児支援の向上【こども保育課・あじさい療育支援センター・ひまわり発達相談センター・指導課・総合教育センター・障がい福祉課】
- ・特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流教育の推進【指導課】
- ・特別支援教育内容の充実を図るため、特別支援学校教諭免許取得者の確保と特別支援教育に関する教員の専門性及び意識向上の推進【指導課・学校教育課】
- ・障がいや個性に応じた特別支援学級及び通級指導教室の整備【指導課】
- ・特別支援教育コーディネーターの育成と企画力及び実践力向上の推進  
【こども保育課・指導課】
- ・特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づく特別支援教育体制の推進  
【指導課・教育総務課・学校教育課】
- ・総合教育センターにおける相談体制の充実【総合教育センター】
- ・総合教育センターにおける相談対応職員の相談技量の向上【総合教育センター】
- ・多様化する相談業務に対応する専門職の配置と活用【総合教育センター】
- ・市内特別支援学級、習志野特別支援学校との交流の推進【あじさい療育支援センター】
- ・所内研修や外部研修への参加による職員の専門性及び意識の向上と療育の質の向上  
【あじさい療育支援センター】
- ・所内研修や外部研修への参加による職員の専門性及び意識の向上と発達支援の質の向上【ひまわり発達相談センター】

## 基本施策 (2) 発達相談・発達支援・療育の充実

### ■ 現状と課題

発達障がいとは、障がいがあるようには見えないために、その困難さが周囲にはわかりづらく、本人の性格や成長過程の一場面などとして深く問題視されないなどの特徴があります。実際、子ども自身や保護者が抱える課題や悩みについて、周囲から理解されないことにより社会生活に様々な困難を生じている状況があります。また、一人ひとりの障がいの状態は多様で、それに対する支援策の構築や利用可能な福祉サービスも十分とは言えない状況です。

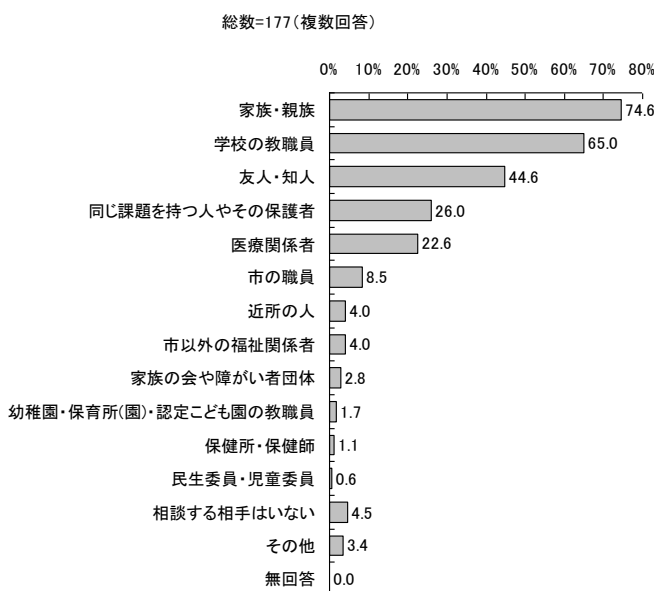
発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人へのアンケート結果では、困ったときの相談先として「家族・親族」「学校の教職員」「友人・知人」の割合が高く、身近な人への相談だけで完結していることがうかがえます。

また、利用したい相談項目等では、「学校生活に関する相談」「就学・学校選択に関する相談」「学校卒業後の進路に関する相談」が高く、次いで、「療育・訓練に関する相談」や「福祉サービスに関する相談」などが高くなっています。

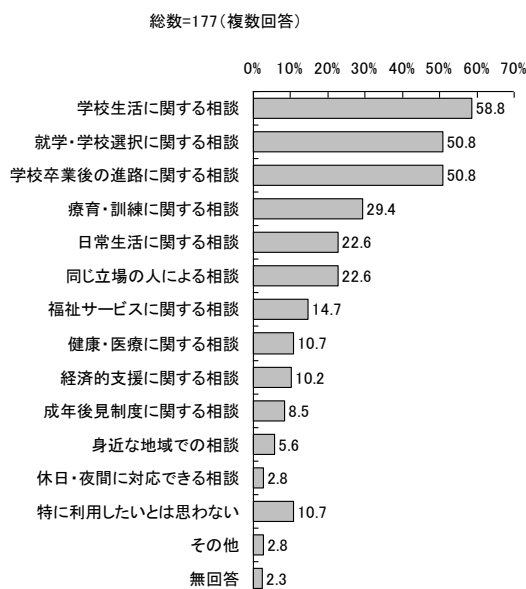
このようなことから、学校生活や就学・進路など就学期間を通して、個々の課題に応じた継続的な支援が期待されています。そのために、ひまわり発達相談センターを中心とした関係機関の連携のもと、一人ひとりの障がいへの正しい理解とそれに合わせた継続的支援を実施する必要があります。

### 【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】

#### ■ 困ったときの相談先



#### ■ 利用したい相談項目等



## ■ 施策の方向性

一人ひとりの障がいへの正しい理解と個々の課題に応じた療育・就学期間を通しての継続的な支援

## ■ 施策の展開

- ・発達障がいを含む、成長・発達に課題がある子どもと保護者の相談支援の充実  
【ひまわり発達相談センター】
- ・ピアサポートのための保護者の仲間づくり、学習の機会の充実  
【ひまわり発達相談センター】
- ・個別支援計画等を活用した計画的な療育の推進 【あじさい療育支援センター】
- ・個別の支援計画による一人ひとりに応じた支援の充実 【こども保育課・指導課】
- ・あじさい療育支援センターを利用し、医療的ケアを必要としている児童に対する就学に向けた単独による療育の機会を確保するため、医療的ケアを実施 【あじさい療育支援センター】
- ・ペアレントメンター、ペアレントトレーニング等、保護者に視点を置く発達支援の手法の活用検討 【障がい福祉課】



地域共生協議会全体会の様子

## 基本施策 (3)保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携

### ■現状と課題

ライフステージを通して切れ目のない支援を推進するためには、様々な分野における連携が不可欠です。

地域共生協議会では、8つの分野において、様々な効果的な連携が図られるよう、年間を通して処遇困難な事例への対応のあり方の協議や調整、関係機関によるネットワーク構築、市への提言や市民への啓発活動などが行われています。

障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するためには、分野を超えた連携をより一層推進する必要があります。

### ■習志野市障がい者地域共生協議会委員構成(平成29年度)

選出区分	委員の所属先
指定障害福祉サービス事業に関わる者	指定障害福祉サービス事業所
相談支援事業に関わる者	相談支援事業所、生活相談支援センター、 中核地域生活支援センター
保健機関又は医療機関に関わる者	精神科病院
教育機関に関わる者	特別支援学級(公立小中学校)、 特別支援学校
障がい者雇用に関わる者	商工会議所、公共職業安定所、 障害者雇用促進法による特例子会社
障がい者団体に関わる者	障がい者ネットワーク (市内の障がい関係7団体で構成)
権利擁護又は地域福祉に関わる者	民生委員・児童委員、社会福祉協議会
行政関係機関に関わる者	市職員

※委員は表中の選出区分にあたる方から選出しています。

## ■ 施策の方向性

障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するための様々な分野を超えた連携の推進

## ■ 施策の展開

- ・保育所、幼稚園、こども園、学校での障がいの有無に関わらず教育を受けられる環境と体制の充実 【こども保育課・指導課・障がい福祉課】
- ・福祉分野以外の関係機関とも連携し障がいのある子が将来に見通しを持ち、継続的に適切な支援が受けられる体制の整備 【ひまわり発達相談センター・障がい福祉課】
- ・保育所、幼稚園等の発達障がいを含む、成長、発達に課題がある子どもの支援にあたる職員と保護者をサポートする巡回相談の充実  
【ひまわり発達相談センター・こども保育課・あじさい療育支援センター】
- ・乳幼児期から子どもの育ち合いを大切にする保育・教育（インクルーシブ保育・教育）の推進 【こども保育課・あじさい療育支援センター・指導課・総合教育センター】
- ・障がいのある子への教育と福祉双方から包括的な支援ができるための教育機関との連携  
【こども保育課・指導課】
- ・乳幼児個別支援計画及び個別の支援計画の取り組みに基づく児童の状況の継続的な把握と関係機関の連携の強化 【ひまわり発達相談センター・こども保育課・あじさい療育支援センター・指導課・総合教育センター・障がい福祉課】
- ・早期からの発達支援と、組織横断的・継続的な支援体制の構築 【ひまわり発達相談センター・あじさい療育支援センター・指導課・総合教育センター・健康支援課】
- ・医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・教育・福祉などとの連携促進と社会資源の充実に向けた協議の実施 【障がい福祉課】
- ・乳幼児個別支援計画及び個別の支援計画の更なる活用と地域共生協議会児童部会との連携による「ライフサポートファイル」の取り組みについての研究 【障がい福祉課】



## 基本施策（4）障がい児等へのサービスの充実

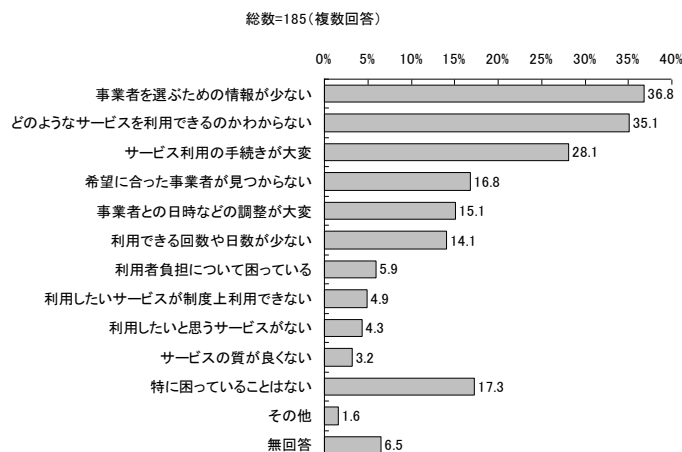
### ■現状と課題

18歳未満の人と保護者の人へのアンケート結果によると、サービス利用に関して困っていることは、「事業者を選ぶための情報が少ない」「どのようなサービスを利用できるかわからない」などが高く、また、不足しているサービスを聞いたところ、「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は40%を超えて高く、次いで「短期入所」や「児童発達支援」が高くなっています。

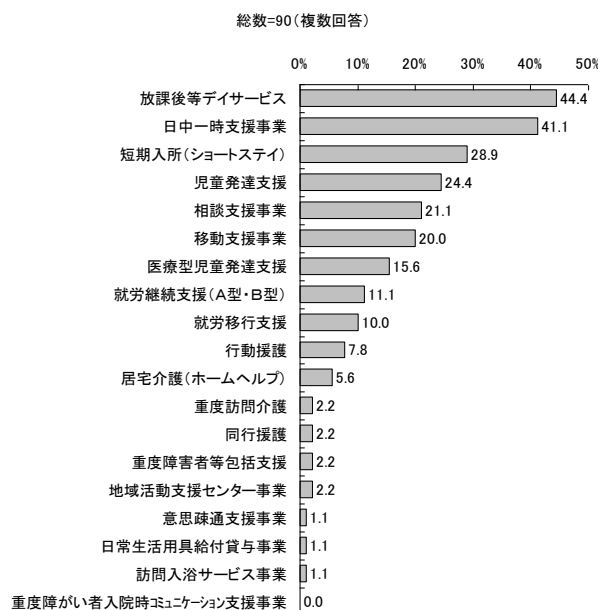
このようなことから、適切にわかりやすい情報提供を図るとともに、必要なサービスを的確に把握し、利用しやすいサービスを提案する必要があります。

### 【18歳未満の人と保護者の人】

#### ■サービス利用に関して困っていること



#### ■不足しているサービス

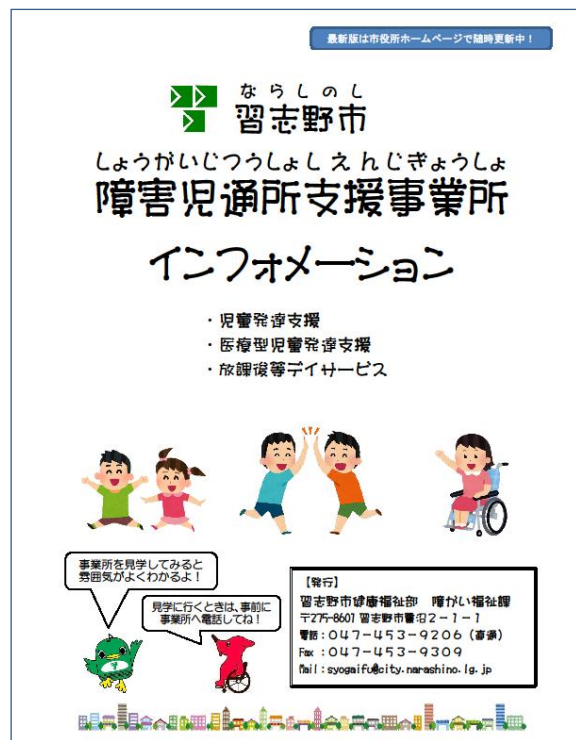


## ■ 施策の方向性

障がい児等のサービスについて適切でわかりやすい情報提供や利用者に必要なサービスを的確に把握することによる、利用しやすいサービスの提案

## ■ 施策の展開

- ・放課後児童会における特別な支援を要する子どもの受け入れの推進と保育内容の充実【児童育成課】
- ・障がいのある子が放課後や長期休暇等に利用できるサービスの充実【障がい福祉課】
- ・障がい児向けサービスの利用を希望する人等への障がい児向け障害福祉サービス事業所についてのわかりやすい情報提供の実施【障がい福祉課】
- ・特別支援学級、通級指導教室の通学手段に係る利便向上の検討【指導課】



市内障害児通所支援事業所の紹介冊子  
「習志野市障害児通所支援事業所インフォメーション」

## 基本施策 (5) 発達障がいの支援強化

### ■ 現状と課題

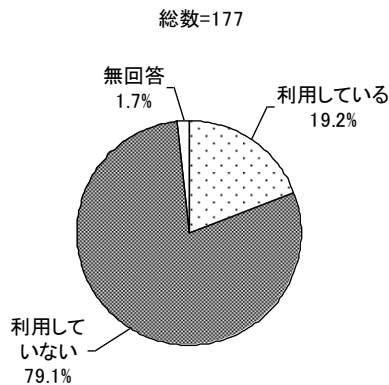
発達障がいは“周囲から見えにくい障がい”といわれるように、広く認知されているとは言い難く理解されにくいことで、子ども自身や保護者の社会生活に様々な困難を生じています。

アンケート結果によると、福祉制度の利用状況では、「利用していない」が約80%と高く、利用していない理由では、「どんな制度があるかわからない」が約60%と高くなっています。

また、将来にわたって地域で暮らし続けるための課題では、「生計に不安がある」や「就労の場の確保が難しい」と経済的不安につながる内容が非常に高く、次いで、「身の回りのことが十分できない」が高くなっています。

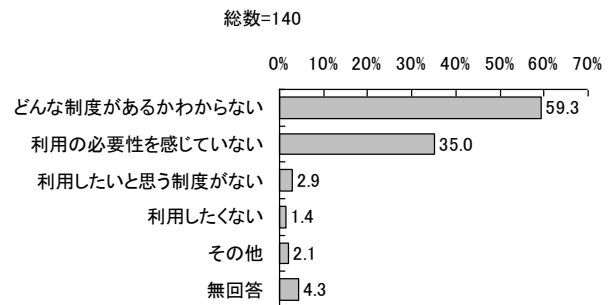
このようなことから、発達障がいへの理解を広めるとともに、個々に合った相談支援の実施など、本人が必要なサービスを利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して支援を実施していく必要があります。

#### ■ 福祉制度利用状況



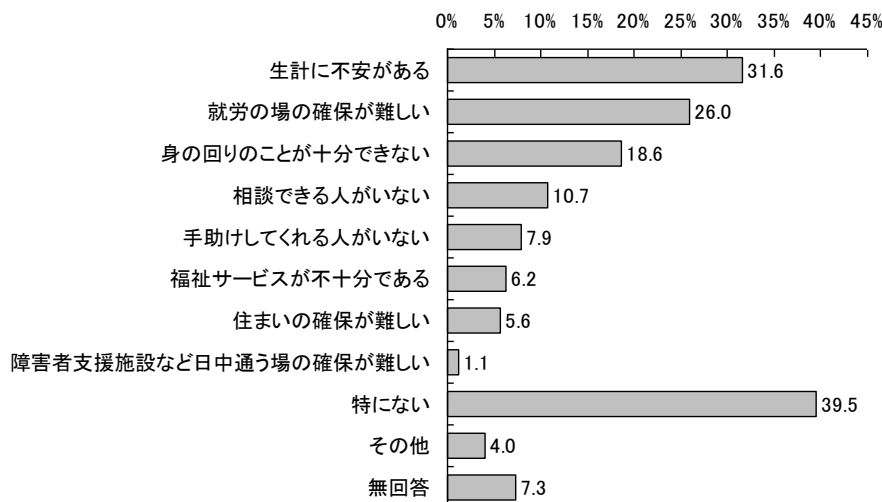
#### ■ 福祉制度を利用していない理由

(福祉制度利用状況で利用していないと回答した人)



#### ■ 将来にわたって地域で暮らし続けるため課題

総数=177(複数回答)



## ■ 施策の方向性


発達障がいへの理解を広めるとともに、関係機関の連携による個々に合った支援の充実

## ■ 施策の展開

- ・大人も含めた発達障がいのある人に対する相談支援の確保と CAS(千葉県発達障害者支援センター)等の関係機関との連携による支援の充実 【障がい福祉課】
- ・発達障がいについての一般市民への理解の推進  
【ひまわり発達相談センター・こども保育課・障がい福祉課】
- ・習志野市市民協働こども発達支援推進協議会を中心とした協働とパートナーシップによる施策の推進 【ひまわり発達相談センター・障がい福祉課】
- ・発達障がいのある人の支援における関係機関の連携の強化 【ひまわり発達相談センター・こども保育課・あじさい療育支援センター・指導課・総合教育センター・障がい福祉課】
- ・発達障がいのある人を支援する人材の育成についての関係機関の情報共有体制の強化  
【障がい福祉課】
- ・発達障がいのある人が利用できる福祉サービスの充実 【障がい福祉課】

**習志野市**  
**ひきこもりサポーター派遣事業**

ご本人、ご家族等からの、ひきこもりに関するご相談をお受けします。



 ♣ 外に出ること  
 ♣ 人と話すこと  
 ♣ 働くこと  
 ♣ 子どもとの接し方 など

**ひとりで悩まずに、お気軽にお電話ください。**

**ご相談の流れ**

**まずはお電話ください。**  
(担当者が不在の場合がありますので、来所相談はお電話の上、お願いいたします。)

↓

ご本人やご家族の希望により、担当者やピアサポーターがご家庭を訪問いたします。  
また、ご相談内容によっては、適切な専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。

「ひきこもり」とは…  
おおむね6か月以上にわたり家庭内にとどまっている状態をいいます。  
買い物などで出かけることができても、人とかわりずに外出している場合も含まれます。

担当課：習志野市役所 障がい福祉課（仮庁舎3階）  
 TEL： **047-453-9206**  
 受付：月曜～金曜日 8：30～17：00 ※土日祝日は休み  
 対象：おおむね6か月以上ひきこもりの状態にある18歳～64歳の方

**ひきこもりサポーター派遣事業 具体的には…**

ご本人・ご家族からの、ひきこもりに関するご相談をお受けします。  
担当者がお話を十分お聞きし、ご相談者の思いを受け止めます。

↓

ご本人が相談を希望されていない場合は、ご家族との相談を継続いたします。  
(お電話・ご自宅訪問・市役所へのご来所)

↓

ご本人との相談の中で、ご希望をお聞きした上で、ピアサポーターや担当者が定期的にご自宅を訪問いたします。

<目的>

- ご本人とのコミュニケーションを少しずつ重ねることが出来ます。
- その中で、ご本人の思いや希望をお聞きしながら、これからのことを一緒にゆっくりと考えていくことができます。

<内容>

- 相談
- トランプなどのゲーム
- 近所への外出
- 雑談
- 散歩
- など

<頻度>

- 3～4週間に1回程度
- 1回あたり30分～1時間程度

↓

ご本人が希望する生活に向けて、他の支援やサービスを希望される場合は、情報をお伝えしたり、一緒に見学に行ったりします。



ご本人が希望される生活の実現に向けて、一緒に考えながら一歩ずつ歩いていくお手伝いができたらと思います。

習志野市ひきこもりサポーター派遣事業のチラシ(表・裏)